



第1回文京区新たな公共プロジェクト 成果検証会議

参考資料 協働推進にかかる基礎資料

@文京シビックセンター 2104会議室
2016年1月20日

佐藤真久
東京都市大学

m-sato@tcu.ac.jp/masahisasato@hotmail.com





■協働とは

“異なる強み・資源・機会を有する主体が、共有された目標を実現するために、責任と役割を共有・分担し、互いの強み、資源、機会を活かしてともに主体的に取り組み、相乗効果を得るためのプロセス”



■ 連携・協働を支える背景

第一に、**市民と行政(政府)の関係が変わったことに注意する必要がある**。ここ十数年、情報公開制度の普及や、行政手続法の整備、市民参加の制度化などが進み、**市民が公共政策の立案から執行、評価まで関与することができるようになった**。そのため、**旧来の官民の上下関係が大きく変化し、新しい関係が求められるようになったことが原因である**。

第二に、**社会の複雑化、高度化によって、人々の求めるものが変化してきたことである**。しかも**市民が当事者として関わらなければならない参加型のニーズ・課題がふえていることが協働という手法を必要とする原因である**。それは、**行政に対する多様なニーズや要望として現れており、一方で自分たちの力で社会的課題に取り組もうとする人々も増えている**。

第三に、その結果、**さまざまな市民の力が増し、市民による公共的な取組の主体であるNPOの姿が社会で見えてくることになった**。1998年に**特定非営利活動推進法(通称、NPO法)**が制定されたことは、**そのことの大きなきっかけとなった**。このような社会的背景の一方で、**財政難により行革が迫られ、地方分権の流れも強くなって、行政とNPOとの協働が叫ばれているのである**。

(せんだいみやぎNPOセンター、2007)



(1) 対等の原則(市民活動と行政は対等の立場にたつこと)

上下ではなく横の関係にあることをお互いに常に認識し、各々の自由な意思に基づき協働する。

(2) 自主性尊重の原則(市民活動が自主性を尊重すること)

協働にあたっては、公共的課題に対して弾力的に対応できる等、市民活動のもつ長所を十分生かすことが大切であり、市民活動の自主性を尊重することが重要な視点となる。

(3) 自立化の原則(市民活動が自立化に向け協働を進めること)

公共的課題を協働して解決するパートナーにふさわしく、自立して独自の事業を展開できる市民活動団体が数多く育っていくことが、今後の地域社会にとって重要である。依存や癒着関係に陥ることなく、双方が常に自立した存在として進められてこそ協働は意義のあるものとなる。

(4) 相互理解の原則(夫々の長所、短所や立場を理解しあうこと)

相手の本質を十分認識・理解・尊重することは、よりよい協働関係構築のために重要なことである。長所や短所も含めてお互いをよく理解してこそ、それぞれの役割を確実に果たすことができる。

(5) 目的共有の原則

協働による公共的課題の解決は、不特定多数の第三者の利益をその目的とするものである。まず、協働の目的が何であるかを双方が共通理解し、確認しておかなければならない。

(6) 公開の原則(市民活動と行政の関係が公開されていること)

協働関係を結ぶ両者の関係が、外からよく見える、開かれた状態であることが必要である。そのため両者についての基本的事項が情報公開されているとともに、一定の要件を満たせば誰もがその関係に参入できることが、公共的課題解決に関する協働には欠かせない条件である。

参考:横浜コード

<http://www.city.yokohama.lg.jp/shimin/tishin/jourei/sisin/code.html>



■多様な協働の形態(事業協働、戦略協働、政策協働)

[事業協働・連携]

- (1)共同で一つの事業を行う協働の形態(共催)
- (2)「後援」という形で取組に名を連ねること。主に金銭的支出を伴わない協働の形態(後援)
- (3)それぞれの特性を活かし、一定期間継続的に協力して事業を行う協働の形態(事業協力)
- (4)独自の企画や代案をみんなで提案する協働の形態(企画立案)
- (5)新しい一つの組織を立ち上げ、そこが主催者となって事業を行う協働の形態(実行委員会)
- (6)協働事業や課題に関して情報交換や意見交換を行う協働の形態(情報提供・情報交換)
- (7)優れた特性をもった組織に契約をもってゆだねる協働の形態(委託・指定管理者制度)
- (8)公益上必要があると認めた場合、行政が公金を支出する協働の形態(補助・助成)

[戦略協働]

- ・共有目的を実現するために戦略的に協働(戦略協議など)を行う形態(戦略協働)

[政策協働]

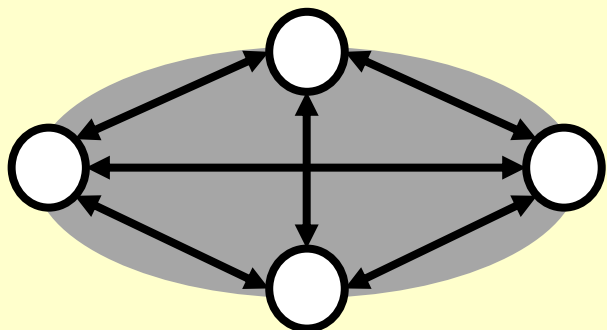
- ・共有目的を実現するために行政と政策的に協働(政策提案など)を行う形態(政策協働)



■同質性の協同、異質性の協働

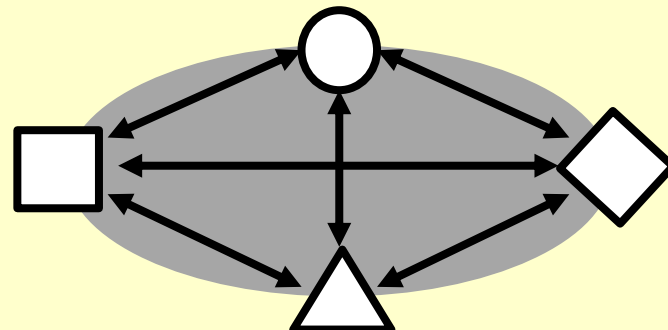
“同質性の協同”

- 同質性に基づく事業協力
- 協同組合



“異質性の協働”

- 異質性に基づく事業協力
- 戦略協働、政策協働

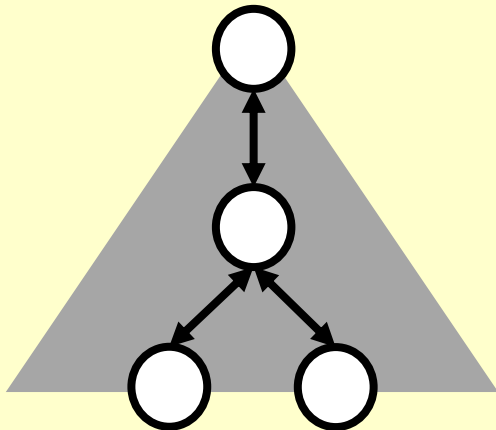




■ タテの協働、ヨコの協働

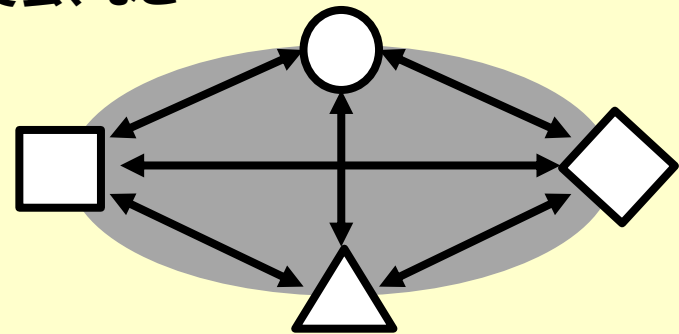
“タテの協働”

- 行政区分(国・地方・都道府県・市町村)
- 管轄官庁、特定課題テーマ
- 中心的、市民参加、指定管理者制度
- 補助金、助成金、委託、など



“ヨコの協働”

- 生命地域(生態的・地理的・生活的)
- 気候区分、文化、社会、経済圏、など
- 多様な主体・課題横断的
- 脱中心的、行政参加、関係主体参加
- 共催、後援、事業協力、企画立案、実行委員会、など





■協働がもたらす、個人能力・組織能力・市民能力の向上

“個人能力”

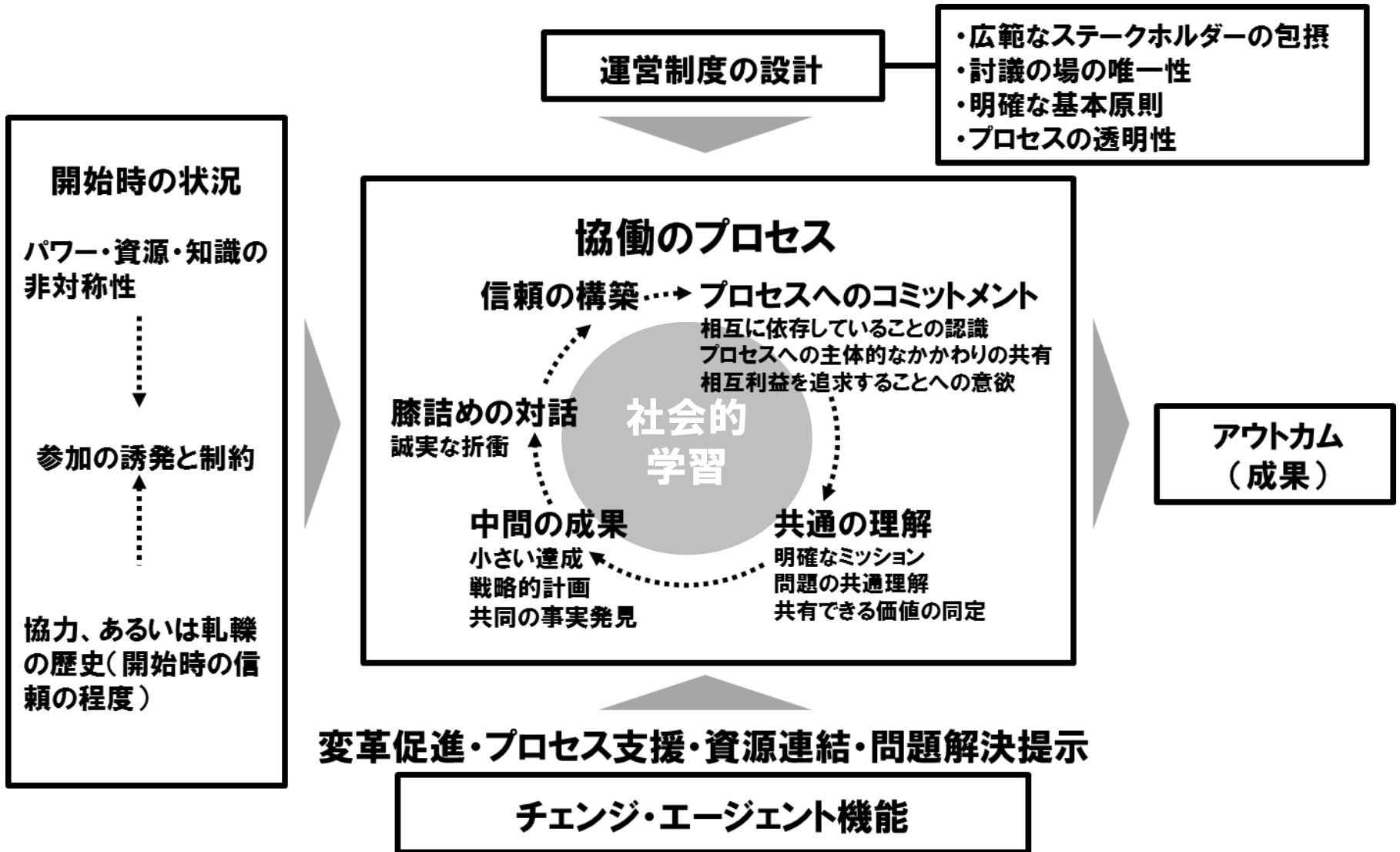
知識・技能
価値・倫理
高度な思考
態度・行動
モチベーション
個人間コミュニケーション

“組織能力”

プロジェクト運営
人事
財務管理
資源管理
組織文化
組織間調整—
組織間連携、ネット
ワーキング、インターリ
ンテージ、組織間コ
ミュニケーション、など

“市民能力”

参加と対話
集合的行動
集合的意思決定
ビジョン構築
包容的社会構築
地域文化
地球市民性、など





シェリー・アーンスタインの 「参加の梯子」(1969)

